

ひめぎんアプリ利用規約

第1条 (サービス内容)

ひめぎんアプリ（以下、「本アプリ」という）は、書面による事前の申込手続なしに、スマートフォン（以下、「端末機」という）を使用し、お客さまが指定する本人名義の口座や取引について当行所定の取引を行うとともに、サイト上のバナー情報を閲覧するなどの情報提供を行うサービスです。

第2条 (利用資格)

1. 本アプリは、日本国内に居住する個人のお客さまが利用できます。
2. お客さまは、本アプリを端末機へダウンロードすることによって本サービスを利用することができます。
3. お客さまは、端末機を使用することに起因するリスク（不正使用や通信中の回線切断等）、および当行が安全確保のために採用しているセキュリティ対策について理解し、自らの判断と責任において本アプリを利用するものとします。

第3条 (利用口座)

本アプリで利用できる口座（以下「利用口座」という）は、メイン口座の登録については、キャッシュカード発行済みの当行普通預金口座とします。なお、追加口座の登録についても、キャッシュカード発行済みの当行普通預金口座のみ対象とします。

第4条 (本アプリの利用に必要な端末機の環境)

1. 本アプリの利用に必要な端末機の環境は、当行ホームページに表示します。
2. 本アプリの利用に必要な端末機の環境については、変更する場合があります。その場合は当行ホームページに表示します。

第5条 (サービス取扱時間)

1. 本アプリは、当行所定のサービス取扱時間内に限り利用できるものとします。なお、当行は事前の通知なくこの時間を変更することができます。
2. サービス取扱時間は当行ホームページに表示します。

第6条 (サービス内容の変更)

1. 当行は、本アプリまたは本サービスの内容を変更または改良できるものとします。
2. 前項により、本アプリをアップグレードした場合には、お客さまにおいて本アプリを再度ダウンロードしていただく必要があります。また、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後の本アプリがご利用いただけなくなる場合があります。その場合には、本アプリを再ダウンロードしていただく必要があります。

第7条 (サービスの停止)

お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも当該お客さまによる本アプリの全部もしくは一部の利用を停止することができます。

なお、本アプリの停止は、当行の手続きが完了したときに効力を生じるものとし、この手続き完了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①相続の開始があったとき。
- ②当行が本アプリの取扱いを不相当と認める事由が発生したとき。
- ③お客さまが当行の各種取引約定に違反したとき。
- ④前各号のほか、当行に本アプリの停止を必要とする相当の事由が生じたとき。

第8条 (利用方法)

1. お客さまが初めて本アプリを利用する際には、端末機より、当行所定の利用口座情報、本人確認事項、当該口座のキャッシュカード暗証番号および通帳記帳済残高下4桁等の所定事項（以下、所定事項）をアプリ上で入力してください。お客さまが入力した所定事項が、当行に登録されている情報と一致していることを当行が



確認した場合、当行はこれをお客さまご本人からの正式な利用申込であるとみなし、本アプリをご利用いただくものとします。

この場合、お客さまは本アプリの利用に必要なアプリ暗証番号等をアプリの指示に従い登録してください。

2. 2回目以降のご利用に際しては、本アプリ利用の都度、予めお客さまの登録したアプリ暗証番号等をアプリの指示に従い入力してください。お客さまが入力したアプリ暗証番号等がアプリ内に保存されている情報と一致している場合、本アプリをご利用いただくことができます。

3. キャッシュカード暗証番号や通帳記帳済残高下4桁、アプリ暗証番号等は他人に教えたり、知られたりしないよう、お客さまの責任において厳重に管理してください。

4. 本アプリ利用時に、キャッシュカード暗証番号または通帳記帳済残高下4桁等を当行所定の回数を超えて連続して誤入力した場合、当該お客さまによる本アプリの利用を停止します。

この場合、停止から一定期間経過後に再度ご利用いただけるよう設定するものといたします。

5. お客さまは、本アプリを削除した後に再度ご利用いただく場合や、本アプリが正常に動作しない場合には、本アプリを再度ダウンロードしていただく必要があります。なお、本アプリを削除した場合、アプリに保存されている情報は一切復元できません。

第9条（取引の種類）

本アプリでは以下の取引をご利用いただくことができます。

1. 残高照会・入出金明細

各種預金・定期性預金（定期預金、積立定期預金、定期積金、財産形成預金）・カードローン残高・運用資産（投資信託、外貨預金）の照会および入出金明細（直近5年分）が確認できます。

※貯蓄預金、定期性預金、運用資産（投資信託、外貨預金）の照会はメイン口座お取引店でのお取引が対象となります。

※入出金明細照会について、メンテナンス時間帯（1:00～5:00）は、直近2か月の明細のみご照会可能となります。

2. 引き落とし予定照会

照会時点で予定されている登録口座の引き落とし明細が確認できます。

3. ローン残高照会

メイン口座お取引店の各種個人ローンや住宅ローンの残高および返済予定（6か月分）が確認できます。

4. 運用資産照会（投資信託照会、外貨預金照会）

①投資信託照会

メイン口座お取引店の投資信託残高およびファンドの詳細が確認できます。

②外貨預金照会

メイン口座お取引店の外貨預金（普通預金、定期預金）の残高（外貨額・円換算額）および為替レート（前営業日参考値）が確認できます。

※実際に円貨に振り替える際には所定の手数料を含んだお取引日当日の為替レートが適用されますのでご注意ください。

※投資信託照会および外貨預金照会について、メンテナンス時間帯（1:00～5:00）はご照会いただけません。

5. 振替

ひめぎんアプリにご登録いただいている口座間での振替ができます。（限度額：30万円／日）

※振替ができる口座は、普通預金・貯蓄預金に限ります。

6. 住所変更

メイン口座お取引店のご住所およびお客さま情報を変更します。

7. ひめぎん通帳レス口座切替申込み

ひめぎん通帳レス口座（通帳を発行しない普通預金口座）へ切替ができます。

8. ひめぎんポイント倶楽部照会

ひめぎんポイント倶楽部のポイント数およびステージを表示します。

9. 積立定期預金一部引き出し



メイン口座お取引店の積立定期預金から、指定の金額を登録口座へ振り替えます。(限度額: 30万円/日)

10. 住宅ローン一部繰り上げ返済申込予約

メイン口座お取引店の住宅ローンにおいて一部繰り上げ返済申込の予約ができます。

※一部繰上返済申込額は100万円以上(1万円単位)となります。また、一部繰上返済日は毎月の約定返済日となります。

※一部繰上返済申込の予約は、次回ご返済日の10日前まで申込可能です。

※繰上返済日の3営業日前までであれば、申込予約の取消が可能です。取消を希望される場合には、フリーダイヤル(0120-22-0576)までご連絡ください。

※フラット35(買取型・保証型)は対象外となります。お取引店またはお近くのローンセンターでお手続きください。

11. カードローン照会・増額契約

カードローン契約のあるお客さまにおいて、利用可能額・次回ご返済日・次回ご返済額がご照会いただけます。また、増額対象のお客さまは、増額のご契約ができます。

12. 入出金プッシュ通知

普通預金、貯蓄預金、カードローン口座で入出金取引があった場合に、自動でプッシュ通知にてお知らせします。通知金額および通知時間については本アプリ内のメニューから設定することが可能です。

13. ATM出金ロック設定

キャッシュカードのATM取引(出金)を口座ごとに制限することができます。

第10条(免責事項)

1. 第8条の利用方法により取引を行った場合、当行は取引の依頼者をお客さま本人とみなし、キャッシュカード暗証番号や通帳記帳済残高下4桁、アプリ暗証番号等の不正使用その他の事故があっても、このために生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、責任を負いません。

2. 通信機器、回線、端末機等の障害等により取扱いが遅延し、または不能となったことにより生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

3. 端末機、キャッシュカード暗証番号、通帳記帳済残高下4桁およびアプリ暗証番号等の保管等に関してお客さまが本規定に定める各条項に違反したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当該事故により当行に損害が生じた場合は、お客さまがその責任を負うものとします。

4. 本アプリのダウンロードをはじめ、本サービスをご利用いただく際の一切の通信料等についてはお客さまが負担するものとします。

第11条(反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意)

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとします。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為



- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. お客様は本アプリ利用に際して、暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当し、(2)の各号いずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行との取引が停止され、または通知により当行との取引が解約されても異議を述べないものとします。取引の停止または解約によりお客様に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求を行なわないものとします。また、当行に損害が生じた場合、お客様が一切の責任を負うものとします。

第12条 (規定の適用)

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、ひめぎんカード規定をはじめとする各種規定により取扱います。

第13条 (規定の変更)

この規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第14条 (準拠法・管轄)

この規定の準拠法は日本法とします。本アプリに関し訴訟の必要が生じた場合には、当行(本店)の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2021年9月6日現在)

